とちぎ未来大使魅力発信業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注するとちぎ未来大使魅力発信業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

１　委託業務名

とちぎ未来大使魅力発信業務

２　委託業務の目的

本県では、栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」において本県のブランド確立を目指し「とちぎブランド・デザイン」を位置付け、ブランド力向上の取組を推進するため「とちぎブランド取組方針」を策定した。

本委託業務は、「とちぎブランド取組方針」に基づき、とちぎ未来大使制度を活用し、県内外への本県の魅力・実力の発信を強化することにより、本県のブランド力の向上を図るものである。

３　委託業務の実施方針

(1)　「とちぎブランド取組方針」に掲げるとちぎブランドのコンセプトを踏まえ、単なる観光資源の紹介にとどまらず、「ローカル」の新たな価値を表現した内容とすること。

(2)　「ＶＥＲＹ　ＧＯＯＤ　ＬＯＣＡＬ　とちぎ」のキャッチフレーズを活用すること。

４　委託期間

契約締結日から平成 31(2019)年３月 29 日（金）まで

５　委託業務内容

(1)　とちぎ未来大使を活用した魅力発信動画制作業務

ア　内容

・文化人や経済人等も含め、専門性の高い分野で活躍するとちぎ未来大使を３名以上起用し、各々の専門性を活かした切り口で栃木県の魅力を紹介する動画を複数制作すること。

・制作した動画は、とちぎブランド公式ウェブサイトへ掲載すること。

・とちぎブランド公式ウェブサイトへの掲載に当たっては、サイト運営管理受託者との調整を行うこと。

イ　仕様等

・ファイル形式：ｍｐ４

・アスペクト比：16 対 9

・解像度：1920×1080

・動画１本当たりの長さは90秒～180秒程度を基本とするが、効果的な内容であればそれ以上の長さも可とする。

・複数の動画を１本にまとめた15秒のダイジェスト版も制作すること。

・制作した動画は YouTube にアップロードするほか、とちぎブランド公式サイトや県のホームページへの掲載や各種イベント、街頭ビジョンでの放映等にも活用できるものとすること。

ウ　留意点

・映像の加工・編集、音楽・音声やナレーションの付加、テロップの付加などの編集作業を行うこと。

・動画完成までに甲による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

エ　成果品

・データメディア

DVD-R 等１枚（ファイル形式は、YouTube での再生及び DVD ドライブ付きパーソナルコンピュ

ータでの再生・複製が可能なものとすること。）
・DVDディスク
原盤１枚、複製ディスク５枚以上
・ブルーレイディスク
原盤１枚、複製ディスク３枚以上

(2) コンテンツ等活用プロモーション業務
ア　実施内容
・(1)と連動した効果的なプロモーションを実施すること。

(3) 留意事項
・制作に必要な取材、撮影、映像制作一切を実施するものとし、撮影に際し使用料、出演料、謝礼等が発生した場合、その経費は委託料に含まれるものとする。
・制作に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整を行うこと。
・制作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。）は甲に帰属するものし、乙は著作者人格権（著作権法第 18 条第１項、第 19 条第１項及び第 20 条第１項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、制作物の全部または一部に乙が既に著作権を有するものが含まれている場合には、その旨を事前に甲に通知し、当該著作権の取扱いについては、協議の上、定めるものとする。

６　実施計画書の提出

乙は、契約締結後遅滞なく、甲と協議の上、仕様書に基づいて委託業務の具体的な実施計画を作成し、甲に「業務実施計画書」（様式任意）として提出するものとする。

７　実施報告書の提出

(1) 乙は、委託業務完了後、「実績報告書」（様式任意）を作成し、甲に提出して、甲の検査を受けるものとする。
(2) 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

８　委託料の支払

委託料の支払は、委託業務完了後の精算払とする。

９　その他

(1) 業務の成果は、甲に帰属する。
(2) 乙は、委託業務を自ら実施するものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ甲の承認を受けた上で、他者に委託することができるものとする。
(3) この仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、甲と乙との協議により進めるものとする。